

## 革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針

### 一 革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項

#### イ 革新的技術研究成果活用事業活動の定義に関する事項

##### (1) 革新的技術研究成果との有機的連携

法第二条第十項の新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動とは、新事業開拓事業者の研究開発機能及びその成果と、当該事業活動の間に有機的な連携が認められるものをいうものとする。判断に当たっては、次の①②を考慮する。

- ①新事業開拓事業者がその組織内に研究開発部門及びこれに類する機能を有すること。
- ②新事業開拓事業者が行った研究開発の成果（他の事業者との共同研究等による成果、他の事業者から譲り受けた成果を含む。）が、当該事業活動において活用されることが、公表論文、特許、著作権、ノウハウ等により確認できること。

##### (2) その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なもの

法第二条第十項のその実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとは、次の①～④のいずれも満たすものをいうものとする。

##### ①次のいずれかを満たすものであること

- (i) 新事業開拓事業者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）若しくは有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社若しくは合同会社であって、新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援又は新事業開拓事業者に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うことにより、新事業開拓事業者に対する投資及び指導を行うことを業とする者から投資を受けているものであること。

- (ii) 新事業開拓事業者が、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下、単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行する会社である場合、当該株式が金融商品取引所に上場される前に、(i) に規定する新事業開拓事業者に対する投資及び指導を行うことを業とする者から投資を受けていたことがあるものであること。

- ②新事業開拓事業者が、当該事業活動を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れの額が原則として三億円以上であること。

- ③当該資金の償還期間が原則として三年以上であること。

- ④当該資金の使途について、次の(i)～(iii)のいずれかを満たすものであって、新事業開拓事業者の成長発展に資するものであること。

- (i) 新事業開拓事業者が反復継続的に生産（量産）を行うために必要な設備導入費用

- (ii) 新事業開拓事業者が事業活動の大規模な拡大を行うのに必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するために必要な開発を行うための費用
- (iii) その他(i)(ii)に類する費用で新事業開拓事業者の事業活動の大規模な拡大に特に必要な資金であること

ロ 革新的技術研究成果活用事業活動の認定要件に関する事項

法第二十一条の三第三項第二号の革新的技術研究成果活用事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該革新的技術研究成果活用事業活動の内容が同条第一項の認定の申請をした新事業開拓事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該新事業開拓事業者が申請した革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に必要な資金の調達が可能でないことをいうものとする。

二 革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金の調達の円滑化に関して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び指定金融機関等が果たすべき役割に関する事項

イ 認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者（以下「認定実施者」という。）が指定金融機関等に対して、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画（以下「認定計画」という。）を行うのに必要な資金を調達するために資金の借入れ及び社債の引受けの申請を行った場合において、当該指定金融機関等は、認定実施者の事業内容、財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて認定計画が経済産業大臣の認定を受けていることを確認した上で、資金の貸付け及び社債の引受けの決定を行うこととする。

ロ 指定金融機関等が確認・審査を行った結果、資金の貸付け及び社債の引受けの決定を行う場合には、当該指定金融機関等は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、当該資金の貸付け及び社債の引受けに係る債務の保証の申請を行うものとする。

ハ 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、指定金融機関等から資金の貸付け及び社債の引受けの申請を受けた場合には、速やかに、必要な債務の保証を行うことができるよう、保証の条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講じるものとする。

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構及び指定金融機関等は、認定計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携するものとする。

ホ 指定金融機関等になろうとする者が、投資事業有限責任組合である場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第五条第一号から第十二号までに掲げる金融機関等、その子会社若しくは地方公共団体が出資を行うことを約した投資事業有限責任組合契約に係る投資事業有限責任組合であることとする。

三 その他革新的技術研究成果活用事業活動に関する重要事項

イ 経済産業大臣は、認定実施者に対して、適切に債務の保証が行われるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び指定金融機関等と密接に連携することとする。